

松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
「保育所等の虐待に関する部会」の概要について

こども政策課

1. 松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会について

(1) 社会福祉審議会について

社会福祉法第7条第1項に規定されている社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関であり、都道府県・指定都市・中核市に設置することとされている。

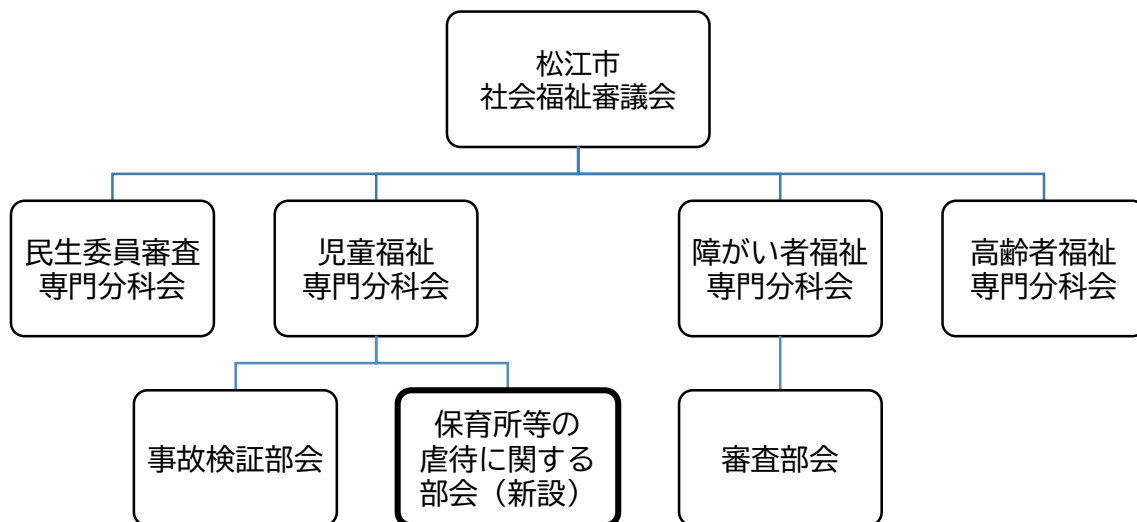
＜調査審議事項＞

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項

(2) 児童福祉専門分科会について

社会福祉審議会に設置する児童福祉に関する専門分科会。

【松江市社会福祉審議会組織図】



2. 保育所等の虐待に関する部会について

(1) 設置の背景

- ・ 改正児童福祉法の施行（令和7年10月1日）により、保育所等の職員による虐待についての通報が義務付けられた。
- ・ 通報をされた場合、該当施設・事業の所管行政庁は事実確認や保育所等への指導等の措置を講じるとともに、児童福祉審議会へ報告をしなければならない。

※資料1-2参照

(2) 担当する事務

①保育所等での虐待事案の検証結果及び措置内容の報告

⇒通報のあった事案について、市が事実確認を行い、必要な措置を取った内容をご報告します。

②報告事案に関する意見具申

⇒市より報告した事案について、調査内容や市の対応等についてのご質問・ご意見を願います。

③その他虐待の防止及び発生時の対応等に関する助言

⇒重大な事案や市が判断に迷う事案について、必要に応じてご助言をお願いします。
また、虐待防止や発生時の対応に関する市の今後の方針について、広くご助言をお願いします。

(3) 委員

・全 6 名（委員名簿記載のとおり）

※「保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」では、以下のとおり示されている。

児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要。

・任期 3 年

(4) 公開・非公開の別

原則、公開

ただし、「松江市情報公開条例」に基づき、個人情報などを取り扱う内容については非公開

※「松江市情報公開条例」及びそれに基づく「審議会等の公開に関する要綱」の規定により原則公開とするが、同条例第 7 条に該当する報告を行う議事については、同条例第 30 条第 1 号の規定により、非公開とする。

(5) 開催頻度

年 2 回程度：6 月、2 月（通常の児童福祉専門分科会開催月である 7 月、3 月の前月）

※報告案件がない場合は、開催しない想定

⇒開催しない旨の通知文書を発出

※重大案件等があった際は、上記以外の時期に臨時開催の可能性あり